

子育て世代を対象とした魚食普及業務企画提案募集要領

子育て世代を対象とした魚食普及業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、最も優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 委託業務名 子育て世代を対象とした魚食普及業務

2 事業目的

宮城県では、県産のおいしい水産物を、知ってもらい、食べてもらう為に毎月第3水曜日を「みやぎ水産の日」と定め、多方面で水産物の消費・需要拡大や魚食普及等に努めている。

本業務では、子どもが小さな頃から水産物を食べる習慣を身につけ、将来に渡って継続した消費を生み出すことを目的として、低年齢層の子どもを持つ親向けの料理教室を実施するもの。また、料理教室においては、参加者が子どもと魚食を通じたコミュニケーションが取れるよう、調理方法に加え、宮城の水産物に関する知識を習得するための講義を併せて行うもの。

3 業務内容

別紙「子育て世代を対象とした魚食普及業務仕様書」のとおり

4 契約期間

契約締結の日から平成30年3月26日（月）まで

第2 予定価格

金1,035,720円（うち消費税及び地方消費税額 金76,720円）とする。

第3 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、以下のとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- 4 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- 5 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。

- 6 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- 8 委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

第4 スケジュール（予定を含む）

内 容	期 日
企画提案募集開始	平成29年8月21日（月）
質問受付期限	平成29年8月21日（月）から平成29年8月28日（月）午後5時まで
回答書の閲覧	平成29年8月29日（火）から平成29年9月12日（火）午後5時まで
企画提案書提出期限	平成29年9月12日（火）午後5時まで
選定委員会開催	平成29年9月19日（火）
選定結果通知	平成29年9月中旬から下旬
契約締結	平成29年9月下旬から平成29年10月上旬

第5 応募手続

1 企画提案事項

- (1) 料理教室の実施に関する提案
- (2) 広報の実施に関する提案
- (3) 相乗効果が期待できる独自の提案
- (4) 業務委託の実施体制及びスケジュールに関する提案

2 企画提案への参加申込

次のとおり企画提案書及び関係書類（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。

- (1) 提出日時 平成29年9月12日（火）午後5時必着
- (2) 提出方法 郵送又は持参
- (3) 提出先 宮城県農林水産部水産業振興課販路開拓支援班
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
（宮城県行政庁舎12階）

(4) 提出書類

- イ 企画提案参加申込書（様式第2号）：1部
- ロ 企画提案応募に係る宣誓書（様式第3号）：1部
- ハ 企画提案書（任意様式）：10部

※A4片面，ページ番号付きとし，提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめたものとする。

ニ 事業経費見積書（任意様式）：10部

※仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計の金額を記載すること。

ホ 業務スケジュール表（任意様式）：10部

(5) 質問

質問がある場合は、次のとおり質問書（様式第1号）を提出すること。

イ 質問受付時間

平成29年8月21日（月）から平成29年8月28日（月）午後5時まで

ロ 提出方法

電子メール

ハ 提出先

宮城県農林水産部水産業振興課販路開拓支援班

電子メール：suishhk@pref.miyagi.lg.jp

ニ 回答方法

質問に対する回答は、県水産業振興課ホームページに掲載する。ただし、掲載期限は平成29年9月12日（火）午後5時までとする。また、回答は、質問者の名を伏せた上で当課ホームページに掲載するので、参加申込者は必ず他者の質問・回答を確認すること。

なお、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

第6 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、最も優れていると判断される企画提案者を受託者として選定する。

2 選考

(1) 開催日 平成29年9月19日（火）※時間は別途連絡する。

(2) 場 所 宮城県行政庁舎18階 1802会議室

(3) 企画提案者によるプレゼンテーション

イ プレゼンテーションへの出席者は、事業者毎にそれぞれ3名以内とする。

ロ 1事業者当たりの持ち時間は、プレゼンテーション及び選定委員との質疑応答を合わせて25分以内（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）とし、県が後日指定する時間割により事業者毎に個別に行う。

ハ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

ニ プロジェクター等の使用を希望する場合は、企画提案書を提出する際に申し出

ること。なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

(4) 審査内容

審査項目及び審査の視点は、次のとおりとする。

イ 料理教室の実施に関する提案

- (イ) 提案内容は実現性を有しているか。
- (ロ) 提案内容は効果的なものか。
- (ハ) 適切に遂行できる体制が整っているか。
- (ニ) 費用の積算は適切か。

ロ 広報の実施に関する提案

- (イ) 提案内容は実現性を有しているか。
- (ロ) 提案内容は効果的なものか。
- (ハ) 適切に遂行できる体制が整っているか。
- (ニ) 費用の積算は適切か。

ハ 相乗効果が期待できる独自の提案

- (イ) 提案内容は実現性を有し、効果的なものか。
- (ロ) 事業の成果を高めるために効果的な工夫及び独自提案がなされているか。
- (ハ) 企画提案どおり事業を実施できる体制が整っているか。
- (ニ) 費用の積算は適切か。

ニ 業務委託の実施体制及びスケジュールに関する提案

- (イ) 業務が適切に遂行できる運営体制となっているか。
- (ロ) 無理なく遂行できるスケジュールかどうか。

(5) 選定結果の発表

選定結果については、後日、プレゼンテーションに参加した全ての企画提案者に文書で通知する。

なお、審査・選定結果に関する質問には応じないものとする。

第7 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明である場合
- (2) 本要領等の規定に従っていない場合
- (3) 第6に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 同一の事業者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第

94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

2 その他

- (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の提出後、提案内容について説明を求めることがある。
- (5) この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。

第8 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 個人情報の保護

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 企画提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。

(2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。

(3) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。

第9 問い合わせ先

宮城県農林水産部水産業振興課 担当：杉田、相澤

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL 022(211)2954

FAX 022(211)2939

電子メール suishihk@pref.miyagi.lg.jp